

林野庁補助事業： 林業・木材産業国際競争力強化対策のうちスマート林業・DX等先端技術の実装の推進のうち木質系新素材の開発加速化対策

## 令和7年度 木質系新素材の開発加速化対策に係る公募説明会

令和8年4月10日(金)14:00-

助成事業公募期間 令和8年3月30日(月)～4月24日(金)17:00



一般社団法人日本有機資源協会

本資料は、令和7年度木質系新素材の開発加速化対策に係る公募要領(以下「公募要領」とします。)に関して、特に重要な点に関する抜粋と補足説明資料です。

公募要領、交付規程、公募説明会資料、当協会ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の注意事項を十分に理解して下さい。

＜対策のポイント＞

林業・木材産業の体質強化や国内需要の拡大に向けて、原木・木材製品等の生産体制の強化、森林の集積・集約化、スマート林業技術等の開発・実証と活用、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、日本産木材製品等の輸出拡大、林業の担い手の育成・確保等を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（35百万m<sup>3</sup> [令和6年] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年まで]）

＜事業の内容＞

1. 林業・木材産業の生産基盤強化＜一部公共＞

路網整備、先進的な林業機械等の導入、再造林の低コスト化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

2. 森林の集積・集約化の実証・展開

森林の集積・集約化を促進するため、国有林と民有林が連携しつつ、関係者による情報共有や合意形成、経営管理の一層の円滑化に役立つ条件整備等の実証の取組を支援します。

3. スマート林業・DX等先端技術の実装の推進

森林資源情報のデジタル化、スマート林業技術の開発・実証と活用、木質系新素材の開発・実証を支援します。

4. 建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

中高層建築物等におけるJAS構造材の利用実証、CLT等に係る技術開発や建築実証、木造公共建築物の整備、木材利用による温室効果ガス（GHG）排出削減効果の「見える」化の促進等を支援します。

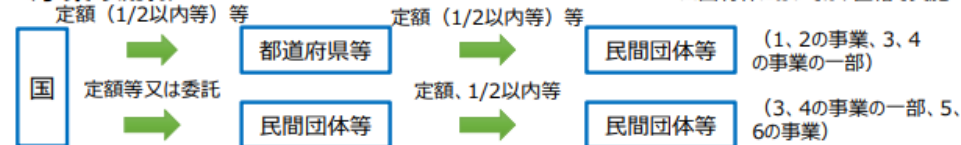
5. 木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）

日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証の支援等を実施します。

6. 林業の担い手の育成・確保

新規就業者への体系的な研修、労働安全衛生装備・装置の導入、他地域・他産業との連携等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

林業・木材産業の生産基盤強化

- ・木材製品の国際競争力の強化に向けた合板・製材・集成材工場等の生産性向上・高付加価値化のための木材加工流通施設の整備
- ・原木の低コストかつ安定的な供給のための路網整備、先進的な林業機械等の導入、搬出間伐の実施 等



木材加工施設の整備



路網の整備

森林の集積・集約化の実証・展開

- ・国有林と民有林が連携しつつ、関係者の協議による集約化に係る情報整備・共有や合意形成、ICT等を活用した森林調査や境界の明確化等の条件整備 等



地域協議会の開催

スマート林業・DX等先端技術の実装の推進

- ・路網整備や施業集約化を省力化・効率化する森林資源情報のデジタル化
- ・林業の安全性・生産性の向上に資する、スマート林業技術の開発・実証と活用 等



自動運転フォワード

木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）

- ・日本産木材製品の認知度向上
- ・付加価値の高い木材製品の輸出促進に向けた製品開発・性能検証
- ・特用林産物の輸出に向けた課題解決
- ・改正クリーンウッド法の施行状況把握調査 等



輸出先国の規格・基準に対応した性能検査

建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

- ・木材製品の消費拡大に向けた中高層建築物等におけるJAS構造材の利用実証
- ・CLTを活用した設計・建築等の実証
- ・木造公共建築物の整備
- ・木材利用による温室効果ガス排出削減効果の「見える」化 等



中高層建築物等におけるJAS構造材の利用実証

林業の担い手の育成・確保

- ・新規就業者が効率的な技術等を習得するための体系的な研修
- ・労働安全衛生装備・装置の導入、他地域・他産業との連携 等



労働安全装備

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

<対策のポイント>

林業の安全性・生産性の向上を通じた原木供給力の強化に向け、森林資源情報のデジタル化による情報基盤の整備、スマート林業技術の開発・実証、スマート林業技術を活用する新たな作業システムの構築を支援するとともに、地域の木質資源の高付加価値化に資する木質系新素材の開発・実証を支援します。

<事業の内容>

1. 原木供給力の強化に向けた森林資源情報のデジタル化

路網整備や施業集約化を省力化・効率化するため、森林資源情報や地形情報を高精度に把握する取組を推進し、国産原木の供給力を強化します。

2. スマート林業技術開発・活用加速化対策

林業の安全性・生産性の向上をより早期に実現し、国産原木の供給力を強化します。

① スマート林業機械・機器の技術開発

伐倒・集材等の素材生産や造林作業の自動化・遠隔操作化等に向けた林業機械等の開発・実証を支援します。

② スマート林業技術活用推進事業

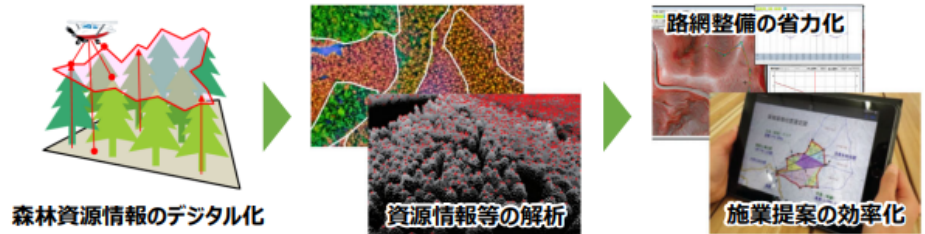
伐採・搬出から造林に至る一連の施業に、最先端のスマート林業機械・機器を組み合わせ活用する新たな作業システムの構築及び、新たな作業システムの導入による安全性、生産性等の改善効果を定量的に評価・発信する取組を支援します。

3. 木質系新素材の開発加速化対策

地域の木質資源の高付加価値化やGHG排出削減等に資する木質系新素材の開発・実証、環境適合性や原料供給ポテンシャルの評価など事業化に必要な取組を支援します。

<事業イメージ>

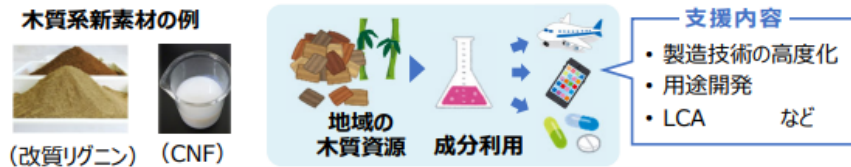
1. 原木供給力の強化に向けた森林資源情報のデジタル化



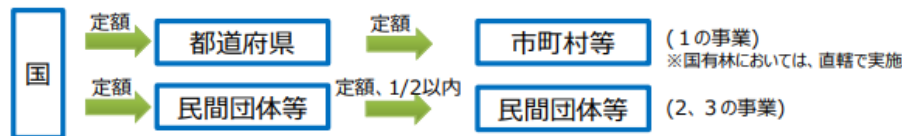
2. スマート林業技術開発・活用加速化対策



3. 木質系新素材の開発加速化対策



<事業の流れ>

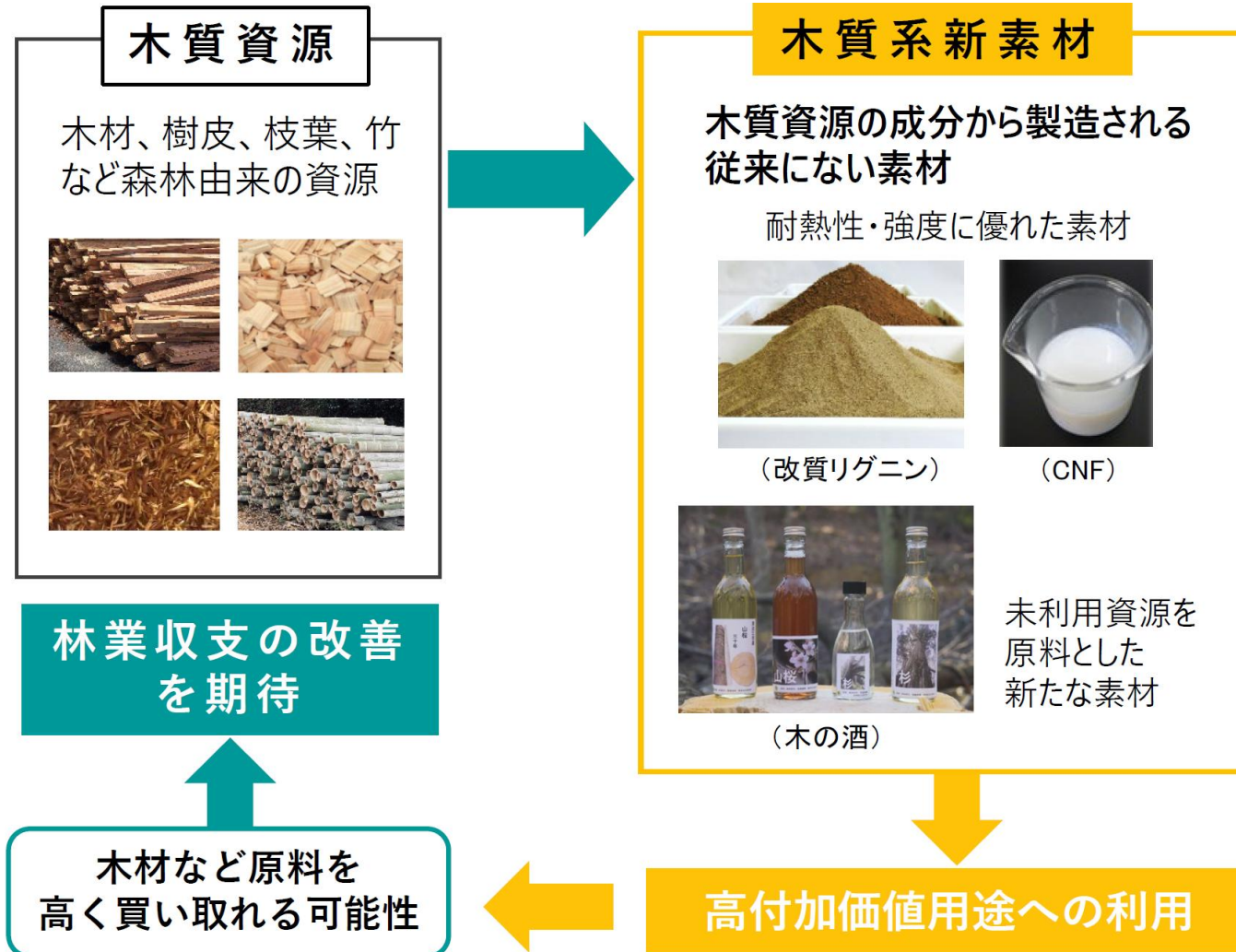


[お問い合わせ先]

(1の事業) 林野庁計画課 (03-6744-2339)  
(2、3の事業) 林野庁研究指導課 (03-3501-5025)

## 木質系新素材

地域の木質資源(木材(樹皮、枝条を含む。)、竹など森林由来の資源)の成分から製造される従来にない素材



事業実施期間：交付決定の日～令和9年2月26日(金)

## 支援の対象

### ◎ 対象となる取組

地域の本質資源の高付加価値化に加え、温室効果ガス(GHG)排出削減、資源循環社会の形成等の社会課題の解決に資する木質系新素材の開発・実証並びにその環境適合性及び原料供給ポテンシャルの評価など事業化に必要な取組。

### ◎ 対象の基本的要件

- ・本事業期間内に開発・実証に必要な材料の調達及び設備の稼働が可能なもの。
- ・早期の社会実装のため、現在、**初期実証段階(TRL5相当)**にあり、事業完了日の属する年度の翌年度から起算しておおむね2年(遅くとも3年)を目安に実用化(製品化)に近い実証段階(TRL6～7相当)への移行が見込まれるもの、又は**実用化(製品化)に近い実証段階(TRL6～7相当)**にあり、事業完了日の属する年度の翌年度から起算しておおむね2年(遅くとも3年)の間に実用化(製品化)が見込まれるもの。
- ・本事業期間内に、**実用化に向けた性能評価やコスト分析、LCA等**を実施することが可能なもの。

→ 少なくとも1つは実施する計画とすること(一部を委託する場合、委託費として計上することが可能)

- 各技術の技術熟度レベル（TRL）の評価に当たっては、技術熟度評価制度（TRA）の考え方を活用し、早期の社会実装が可能かを検討

### 技術熟度レベル（TRL: Technology Readiness Level）

（参考）環境省の技術熟度評価制度（TRA: Technology Readiness Assessment）は8つのレベルから構成されており、レベルの上昇に伴って市場投入に近づく仕様となっている（デロイトトーマツグループが環境省より受託して開発）。

レベル	定義	開始時の状況	アウトプット	実験環境	フェーズ
8	製造・導入プロセスを含め、開発機器・システムの改良が完了しており、製品の量産化又はモデルの水平展開の段階となっている。	最終製品／最終地域モデルの性能の把握	最終製品／ <small>最終地域</small> モデル	—	量産化／水平展開
7	機器・システムが最終化され、製造・導入プロセスを含め、実際の導入環境における実証が完了している。	実用型プロトタイプの実環境での性能の確認	<small>最終地域</small> モデル	実際の導入環境	フィールド実証
6	機器・システムの実用型プロトタイプ／実用型地域モデルが、実際の導入環境において実証されており、量産化／水平展開に向けた具体的なスケジュール等が確定している。	実用型プロトタイプの基本性能の把握	実用型プロトタイプ／実用型地域モデル	実際に近い導入環境	模擬実証
5	機器・システムの実用型プロトタイプ／実用型地域モデルが、実際の導入環境に近い状態で実証されており、量産化／水平展開に十分な条件が理論的に満たされている。	限定的なプロトタイプのパフォーマンスの把握	限定的なプロトタイプ／限定的な地域モデル	実験室・工場	実用研究
4	主要な構成要素が限定的なプロトタイプ／限定的な地域モデルが機器・システムとして機能することが確認されており、量産化／水平展開に向け必要となる基礎情報が明確になっている。	試作部品／試験的モデルの性能の把握	主要な構成要素の試作部品／試験的モデル	—	応用研究
3	主要構成要素の性能に関する研究・実験が実施されており、量産化／水平展開に関するコスト等の分析が行われている。	要素技術の基本特性の把握	報告書・分析レポート等	—	基礎研究
2	将来的な性能の目標値が設定されており、実際の技術開発に向けた情報収集や分析が実施されている。	要素技術の基本特性の把握	報告書・分析レポート等	—	基礎研究
1	要素技術の基本的な特性に関する論文研究やレポート等が完了しており、基礎研究から応用研究への展開が行われている。	基本原理の明確化	論文・報告書等	—	基礎研究

## 応募者の要件

- ア 木質系新素材等に関する知見を有し、かつ、事業で得られた結果の分析・評価、普及を実施できる能力を有する団体であること。
- イ 本事業を行うための意志及び具体的計画を有し、かつ、事業内容を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- ウ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、  
定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの)を備えていること。
- エ 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供すること。
- オ 本事業で応募する開発・実証について、他の公の補助金の交付を受け、又は受ける予定のある団体でないこと。
- カ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- キ 法人の役員等が暴力団員でないこと。

応募申請ができる機関：民間企業／団体／研究開発機関／大学 等

## 検討委員会の設置・開催

- 構成メンバー：学識経験者／関連産業／知的財産の有識者 等
- 検討内容：開発・実証の実施計画、実施方法、進捗状況、成果品等について必要な助言・指導  
知的財産権に関する権利化の方針や助成事業者間での合意内容等についての検討
- 開催時期：事業開始時／中間時／終了時  
※少なくとも1回は、設備や試作品等の視察を行う現地検討委員会を実施すること  
※林野庁担当者、協会担当者も同席

<ul style="list-style-type: none"><li>○ 課題の設定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 具体的な市場ニーズを把握しているか。そのニーズに応えられる技術か。</li><li>・ 技術の先進性や独自性はあるか。既存素材等に対する競争優位性が示されているか。</li><li>・ 国内の木質資源を付加価値の高い用途へ利用することが期待できる素材か。また、将来的に成長が期待できる市場か。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 開発実証手法</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 技術開発・実証の目標は明確かつ妥当か。</li><li>・ 目標を達成するための課題及び課題解決に向けた対応策は明確かつ妥当か。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 実施計画及び実施体制</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業の計画・スケジュールが具体的かつ実施可能なものであるか。</li><li>・ 事業の実施体制や人員配置は事業内容に対して適切であるか。</li><li>・ 検討委員会について事業の実施に十分な体制を構築しているか。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業の出口戦略及び波及効果</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業化する際のビジネスモデル(原料調達方法など)やその実現に向けたスケジュールの見通しは明確かつ妥当か。</li><li>・ 価格競争力や需要者との協業など、事業終了後の製品利用の確度はあるか。</li><li>・ 地域資源の活用による地域の活性化や地域内の経済循環など、波及効果が期待されるか。</li><li>・ 環境負荷低減に資する効果(CO2排出量の削減など)は見込めるか。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 経費の妥当性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業に係る経費算出は、事業計画との比較で妥当なものか。</li></ul>

## 助成金の額、助成率、対象経費

助成金の額	1課題あたり2,500万円以内  ※助成金の総額は7,500万円程度で、3～4件の採択を予定  ※提案のあった金額については、助成対象経費等の精査により減額することがある
助成率	定額  ※事業完了後の精算払いのみで、概算払はないため留意すること
対象経費	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、  役務費(原稿料、通信運搬費、通訳翻訳料、試験・検査費)、  委託費、使用料及び賃借料、試験・工作費、工事費、備品費、機材器具費
対象とできない経費	建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、  本事業の実施に関連しない経費、  既存施設及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費

## 補足

- 経費配分の実施項目は、以下のとおりに区分すること。
  1. 木質系新素材の開発・実証等に係る経費
    - ①木質系新素材の開発・改良、実証
    - ②試作品等の製造、性能評価、実証試験
    - ③各種調査
  2. 検討委員会開催、成果報告及び普及促進に係る経費
    - ①検討委員会の設置・開催
    - ②技術評価委員会への出席
    - ③普及啓発・成果発表
    - ④事業報告書の作成
  
- 金額の根拠がわかる書類(見積書や計算書等)を添付すること。

積算内訳が不明瞭な場合には、別途詳細な内訳を提出させることがある。
  
- 事業実施時は、備品の購入や委託等に際しては原則複数の見積から適切な判断基準により選定理由を明確にすること。

## 補足

- 人件費の算定については別紙「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を参照すること。
- 時間単価の算定について

時間単価計算は、前年(原則として1年間)の実際に支払われた実績(賃金台帳)より算出する

R7.1~R7.12

(例) 所定営業日数242日/年×所定労働時間8時間/日

人件費時間単価 = (前年の総支給額 + 前年の法定福利費) ÷ (前年の理論総労働時間)

※時間外勤務(残業)手当や食事手当など福利厚生に関わる手当は含めることはできない。

- 光熱水費、使用料及び賃借料について

本助成事業で使用した経費とそれ以外で使用した経費を明確に切り分けられない場合は認められない

1. 課題提案書提出表明書(別紙様式第1号) : 令和8年4月17日(金)17時まで

2. 課題提案書等 : 令和8年4月24日(金)17時まで

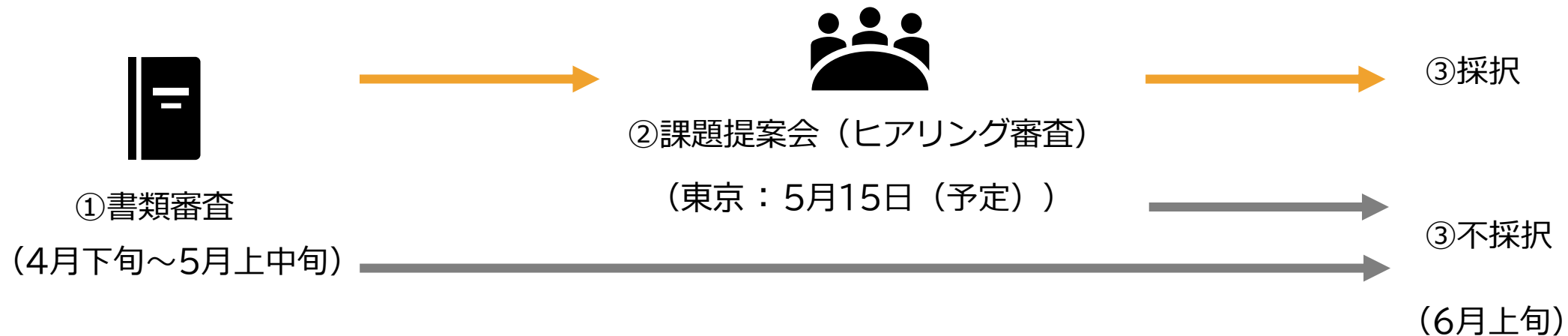
- ・ 本事業に係る課題提案書(別紙様式第2号)
- ・ 提案概要スライド
- ・ 提案者の定款、役員名簿、事業計画書・事業報告書、収支計算書、パンフレット等団体概要が分かる資料及びその他参考資料  
(複数者による共同提案の場合は全ての提案者分)

3. 課題提案書等の提出先及び問い合わせ先

電話 : 03-3297-5618

メール : [mokusoelai@jora.jp](mailto:mokusoelai@jora.jp)

担当 : 牛木、土肥、村越



- ・ 協会が設置する技術評価委員会による書類審査、ヒアリング審査等を行います。
- ・ 課題提案会の対象者に対しては個別に開催1週間前までに連絡します。
- ・ 提案概要スライドを活用して説明を行っていただきます。

## 1. 採択結果の通知(協会)

## 2. 交付申請書の作成／提出(事業者)

- ・ 採択通知を受け取った事業者は交付申請書を提出する。
- ・ 補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度(2月26日まで)に支払いが完了する(支払済みであることが確認できる書類を提出できる)ものに限る。

## 3. 交付決定の通知(協会)

- ・ 交付申請書について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行う。

## 4. 事業開始(事業者)

- ・ 助成事業者は、協会から交付決定を受けた後に補助事業を開始できる。  
※契約・発注日は、協会の交付決定日以降であること。

## 事業期間中(事業成果等の報告及び普及)

### 展示会(令和8年12月中旬、グリーンマテリアル展(東京)を想定)参加への協力

協会が本事業の広報を目的として出展する展示会に、ポスター作成／ブースでの対応等への協力をお願いします。

### 事業遂行状況報告書の提出(令和8年12月18日まで)

令和8年11月30日現在での事業遂行状況を報告していただきます。

### 本事業の広報パンフレット作成の協力

協会が本事業の広報を目的として作成するパンフレットに掲載する、実証事業での取組に関する資料作成を行っていただきます。

### 事業成果報告(令和9年2月頃、東京を想定)

令和9年2月頃に東京で開催予定の技術評価委員会にて、事業の成果報告及び質疑応答を行っていただきます。

上記により生じる経費(人件費・旅費等)も対象経費とすることが可能です。

申請時にはこれらを含めて経費の計画を立ててください。

1. 実績報告書の提出 : 事業完了日から1箇月を経過した日 or 令和9年2月26日のいずれか早い日までに提出。
2. 確定検査 : 書類検査及び現地確認等を行い、交付すべき補助金額を確定する(3月上中旬)。
3. 助成金の支払い : 協会から助成金を支払う(3月中下旬)。

### 事業終了後

- 事業終了後の成果等の報告

本事業により開発・実証した木質系新素材を製品化するまでの事業計画及び進捗状況、販売実績等についての報告を行う。  
(本事業の完了日の属する決算期の最初の日から5年間)

- 本事業に基づく知的財産権を出願、取得又は譲渡した場合、若しくは実施権を設定した場合は報告する。

(本事業を開始した年度の最初の日から5年以内)

※本事業により得られた知的財産権は、助成事業者に帰属。